

○周南公立大学授業料の取扱い要領

(令和7年3月18日理事長室会議確認)

(趣旨)

第1条 この要領は、周南公立大学授業料等に関する規程（令和4年規程第14－6号。以下「規程」という。）第3条に基づき、授業料（学生）の納入に関して必要な事項を定める。

(納入期限)

第2条 授業料は、毎年度、4月から9月分及び10月から3月分の半期ごとに分け、それぞれ年額の2分の1を納入する。ただし、1年分をその年の最初の納入期限までに一括して納入することができる。

2 授業料の納入期限は、次のとおりとする。ただし、その日が金融機関の休業日にあたる場合は、その翌営業日を納入期限とする。

4月から9月分 5月15日

10月から3月分 11月15日

(納入方法)

第3条 授業料の納入は、本学所定の方法によることとする。

(早期卒業者等の授業料)

第4条 周南公立大学早期卒業に関する規程（令和4年規程第16－1号）により、4年次の9月（10月入学者は4年次の3月）に早期卒業をする学生の4年次の授業料は2分の1とする。

2 周南公立大学学則（令和4年規程第1－3号。以下「学則」という。）

第10条に規定する修業年限を超えて在学する学生が、9月（10月入学者は3月）に卒業するときは、当該年の授業料は前項と同様に取り扱う。

(長期履修者の授業料)

第5条 周南公立大学長期履修に関する規程（令和4年規程第16－2号）により、長期履修を認められた学生の授業料は、規程第2条第1項別表1に定める学生の授業料の年額に学則第10条の修業年限の年数を乗じて得た額を長期履修が認められた期間の年数で除した額とする。

2 前項において、在学途中から長期履修への変更を認められた者の授業料

の年額は、当該者が長期履修をしなかったものとした場合に入学から卒業までに通常納付すべき授業料の総額から、当該者が既に修業した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を、当該年度以降に在学する年数で除した額とする。

3 前2項の規定により授業料の年額が定められた者が履修期間を短縮することを認められた場合には、当該短縮後の期間に応じて同項の規定により算出した授業料の年額に当該者が在学した履修期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した履修期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を、履修期間の短縮を認めるときに納付するものとする。ただし、当該短縮後の期間が修業年限に相当する期間の場合には、規程第2条第1項別表1に定める授業料の年額に当該者が在学した履修期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した履修期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を納付するものとする。

4 長期履修期間中に授業料が改定された場合は、改定後の授業料の額に基づき、再計算するものとする。

5 長期履修期間を終了した後も在学する場合の授業料の年額は、規程第2条第1項別表1に定める授業料の年額と同額を納付するものとする。

(派遣学生の授業料)

第6条 周南公立大学派遣学生及び特別聴講学生に関する規程(令和4年規程第16-6号)又は周南公立大学学生の派遣留学に関する規程(令和4年規程第16-14号)により、他の大学等の授業科目を履修する学生は、派遣期間中であっても本学の授業料を納付しなければならない。ただし、大学間協議において授業料の相互免除が合意されず、他の大学等の授業料を納付しなければならない派遣学生のうち理事長が認める場合は、この限りではない。

(休学、退学及び除籍にかかる授業料)

第7条 周南公立大学学生の休学、復学及び退学に関する規程(令和4年規程第16-8号。以下「休学等規程」という。)により、休学又は退学をする学生について、第2条第2項に定める納入期限の日以前に、休学等規程

第3条に定める休学願又は同第8条に定める退学願の提出があったときは、それぞれ4月から9月分又は10月から3月分に係る授業料を免除する。

2 前項により授業料を免除された期間において復学するときは、復学する学期に係る授業料（学則第8条第1項の学期の場合は年額の2分の1、学則第8条第2項の学期の場合は年額の4分の1）を納入しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、休学等規程第5条及び第7条第3項に規定する休学の命令及び復学に係る授業料は、周南公立大学履修規程（令和4年規程第16－3号）第14条に規定する試験を受ける学期について、それぞれ授業料の年額の2分の1（学則第8条第1項の学期の場合）又は4分の1（学則第8条第2項の学期の場合）を納入しなければならない。

4 周南公立大学学生除籍規程（令和4年規程第16－10号）により除籍された学生又は周南公立大学学生懲戒規程（令和4年規程第17－3号）による退学処分を受けた学生に係る授業料は、在籍日のない第2条に定める半期が生じる場合は、当該期間の授業料を免除する。

（その他）

第8条 この要領において、計算した額に十円未満の端数を生じるときは、これを切り上げるものとする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。